

【重要】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、専修学校等における遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等についてお知らせします。各専修学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、遠隔授業の活用について適切に御対応いただくようきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年5月1日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校等における遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の
弾力的な取扱い等について（周知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことにより、対面授業が実施できない状況が長期化することが想定されることから、このたび、各専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）における遠隔授業等の対面授業以外の実施に係る留意点や、実習等の弾力的な取扱いについて、以下のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

なお、以下に示す考え方は、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づき、各都道府県知事による学校施設の使用制限の要請等があった場合か否かにかかわらず、当てはまるものと考えておりますが、当該要請があった場合の具体的な教育活動の方法については、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、判断するようお願いいたします。

また、これらの情報は、各専修学校等における検討の際の参考にしていただくために示すものであり、各専修学校等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

各都道府県におかれては所轄の専修学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 遠隔授業等の実施に係る留意点

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を対面授業により予定通り実施することが困難な場合が想定されます。

専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第13条第1項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していますが、今回の特例的な措置として、対面授業に相当する教育効果を有すると専修学校等が認めるものについては、対面授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

この際、以下の事項に留意いただくようお願いいたします。

- ・授業担当教員の授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- ・授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
- ・生徒一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、生徒からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
- ・各専修学校等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

(2) 上記の特例的な措置として実施する遠隔授業等においても、対面授業に相当する教育効果が認められる必要があります。そのため、各専修学校等におかれては、成績評価を行う際に、当該授業の実施状況及び成果を確認し、当該授業科目の到達目標を達成できていることに加え、個々の生徒に対面授業に相当する教育効果が認められることを把握していただくようお願いいたします。

2. 実習等の授業の弾力的な取扱い

(1) 実習・実験・実技により行われる授業（以下「実習等の授業」という。）についても、以下に示す考え方も参考としながら、新型コロナウイルス感染症への感染リスクに十分配慮しつつ、必要な学修の機会を確保していただくようお願いします。

ア 臨時休業等により専修学校等に通学できない期間

可能な限り、対面授業に相当する教育効果を有する遠隔授業等により代替しつつ、各専修学校等において対面授業が不可欠と判断するものについては、次学期や単位制の場合は次年度以降に実施するなど実施時期の後ろ倒しにより対応することが考えられます。そのことに伴って、授業計画（シラバス）等を修正する場合には、生徒に対する丁寧な説明に努めてください。

イ 臨時休業期間の終了等により通学が可能な場合

地域の感染状況を踏まえつつ、通勤時間帯を避けられるよう授業の開始時間を変更することや、3つの条件（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策を講じた上での授業の分散実施など、感染リスクに十分配慮した上で、実習等の授業を実施することが考えられます。

(2) これらの考え方に加え、教育実習については「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」（令和2年5月1日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）を、医療系等の実習については「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年2月28日付け文部科学省初等中等教育局・高等教育局、厚生労働省医政局・健康局・医薬・生活衛生局・社会・援護局・障害保険福祉部事務連絡）を踏まえ、実施していただくようお願いいたします。

その他の養成施設としての課程に係る実習等の授業の取扱いについては、関係省庁・部署等が示している考え方を踏まえるとともに、必要に応じて都道府県の関係部局、関係省庁・部署等に相談していただくようお願いいたします。

3. 個々の生徒の状況に応じた学修機会の確保

生徒の個別の状況等も踏まえ、補講授業の開設や、次学期や次年度以降における再履修を可能とするなど、それぞれの生徒が必要な教育を受け、学修の機会が確保できるように配慮していただきますようお願いいたします。

また、従前より授業の実施時期・方法の変更や、これらに伴う授業計画（シラバス）等の修正については生徒に対する説明を行うようお伝えしているところですが、生徒が単位取得や課程の修了等について大きな不安を抱えていることも踏まえ、より丁寧に説明することに努めてくださるようお願いいたします。

4. 遠隔授業の実施等に係る課題と知見の共有

各専修学校等における遠隔授業の準備及び実施にあたっての課題とその解決策、好事例などを文部科学省及び各専修学校等において広く共有しながら、遠隔授業の優れた取組の普及や改善に繋げていくことが極めて重要です。

文部科学省としては、引き続き、具体的事例の情報収集及び周知を行ってまいります。

5. 生徒の通信環境への配慮等について

遠隔授業の実施に当たっては、令和2年4月6日付け2文科教第35号「専門学校等における遠隔授業の実施に当たっての生徒の通信環境への配慮等について」においてお知らせしたとおり、生徒の通信環境に十分配慮いただきますようお願いいたします。

その際、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、生徒が自宅等において遠

隔授業等を活用して学修を行うための通信環境の確保に関し、各電気通信事業者が提供している携帯電話の通信容量制限等に係る特別な支援措置を活用することが考えられますので、遠隔授業の実施に当たっては、生徒に当該支援措置についてあわせて周知いただくようお願いいたします。

なお、当該支援措置は、各電気通信事業者において、教育の重要性への御理解の下、各専修学校等の遠隔授業における生徒の通信環境の確保等のため特別に配慮いただいたものであるため、各専修学校等においては、当該支援措置の趣旨について、HPへの掲載や生徒へのメール連絡等により生徒に理解させるとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取組を改めてお願いいたします。

(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000398.html



【参考】

- ・「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日 元文科教第1014号）

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf



- ・「専門学校等における遠隔授業の実施に当たっての生徒の通信環境への配慮等について（通知）」（令和2年4月6日 文科教第35号）

https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf



- ・「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について（4月21日時点）」（令和2年4月21日 生涯学習推進課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200422-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



＜本件担当＞
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2915